



セーフティロードにかほ

シートベルト・チャイルドシート着用推進運動の強調月間

シートベルトとチャイルドシートは、交通事故から命を守り、負傷等の被害を軽減します。全ての座席でのシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底を心がけましょう。
期間 7月1日(水)から7月31日(金)までの1カ月間

夏の交通安全運動
〜急がずにマナーとゆとりで交通安全〜

子どもや高齢者の交通事故防止を基本として、交通安全の推進にご協力をお願いします。
期間 8月1日(土)から8月31日(月)までの1カ月間

日本年金機構の個人情報流出に便乗した勧誘にご注意!

6月1日に、日本年金機構の個人情報流出について公表されました。消費者の皆さんは、次の点に十分にお気をつけください。
◆「個人情報」を削除してあげる「など」と持ち掛ける電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

◆本件に関し、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター等の職員から、消費者の皆さんに電話やメールでご連絡することはありません。

◆そのような電話があった場合や不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活相談窓口(市役所生活環境課)や警察等にご相談ください。

市内24地点
空間放射線量測定結果

6月19日に行いました、測定結果は、問題のない数値でした。

10(月)までの10日間
運動の重点

- ・ 飲酒運転の根絶
・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
・ 若年運転者の交通事故防止
・ 横断歩行者の交通事故防止(特に、横断歩道における歩行者優先の徹底)

秋田県飲酒運転追放県民運動強調期間

酒を飲んだ時に車を運転しないのはもちろん、酒を飲んだ人には運転させない「飲酒運転はしない、させない運動」を推進し、飲酒運転の根絶を図りましょう。
期間 8月1日(土)から8月31日(月)までの1カ月間

Table with 3 columns: 6月中, 累計, and categories: 人身事故, 死者数, 負傷者数, 物損事故.

今年もマイマイガにご注意を!

昨年、市内でマイマイガの大量発生との通報があり、駆除方法を自治会町内会や市ホームページで紹介しました。

今年、6月頃から幼虫の大量発生等の相談が多数寄せられています。

マイマイガの大量発生を防ぐためには、産み付けた卵塊を除去することが必要です。卵、幼虫等を各家庭や事業所で除去する場合は、次の事項に注意して実施してください。
マイマイガ生体・特徴

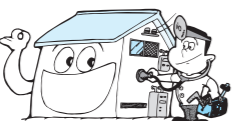
- ◆ 雌：はねを閉じた状態で長さ2〜3センチ・灰色または茶色
◆ 雄：はねを閉じた状態で長さ4〜5センチ・薄い黄白色または灰色
8月から、大きさ縦3〜5センチで楕円形、褐色で

空家の適正な管理をお願いします。

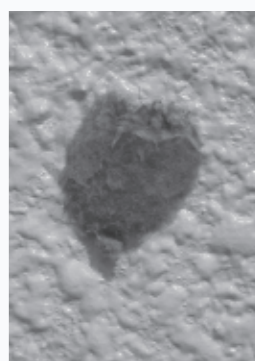
空家とは：建物やその他工作物およびその敷地で、日常的に居住や使用されていない常態であるものです。
空家は個人の財産であり、所有者の方や管理者の方に適正に管理する責任があります。万一怪我や物損させた場合、空き家の所有者等の責任となり損害賠償を問われることもあります。

適正な管理とは…
次の対策が必要です。

- ① 所有者の方もしくは所有者に代わる管理者の方が、定期的に建物の状況を確認して建築物を維持している
② 自治会・町内会等に連絡先を伝えて、何か問題が発生した場合には対応できるようにする
③ 相続が発生したら速やかに土地・建物の登録手続きを行っている



綿毛状のもの・鱗粉で覆われた卵塊を水銀灯や白っぽい外壁に産み付けます。



冬を越すと、4月から6月頃最大7センチ程度の幼虫に成長し、森林害虫として様々な樹木や草花の葉に食害を与えます。

人の健康・生活への影響

皮膚の弱い人や幼児が触れると、腫れやかゆみを伴うことがあります。
幼虫は、吐いた糸にぶら下がり、風に乗って飛ぶことから屋外に干す洗濯物に紛れ込む場合があります。またさまざまな草木の葉や農作物等を食害します。

家庭での対策

卵塊の除去
8月ごろから産み付ける卵塊を除去することが一番

の対策です。底または側面の一部を切り取ったベットボトルや硬いヘラを使い、卵塊をそぎ落とします。
そぎ落とし
た卵塊は、土に埋めるか燃えるゴミとして処理してください。



幼虫期
体長1センチ程度までの幼虫は、市販の殺虫剤で駆除できます。

駆除作業時はご注意を
駆除作業を行う場合は、目や鼻、のどに入らないようゴーグル、マスク、皮膚に触れないよう長袖、ゴム手袋等を着用してください。
幼虫期の作業では、直接触れないこと、殺虫剤を使用する場合は効果の有無や使用方法を確認してから使用してください。

- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③ 著しく景観を損なっている状態
④ 生活環境の保全を図るために放置することが適切である状態

にかほ市の対策について

にかほ市住みよい環境づくり条例に、空家等の管理、所有者等に対する助言、指導および勧告できることを制定しました。平成25年に自治会・町内会から調査していた空家をデータ化し、所有者もしくは管理者の方に空家等の適正な管理をお願い、暴風等の自然災害時で付近に影響を及ぼす場合の連絡をしています。また、空家等解体の助成制度を設けています。ただし対象者等の条件がありますので、生活環境課までお問い合わせください。

空家等解体事業資金貸付

貸付対象経費
・ 老朽化や自然現象等による飛散、倒壊の恐れがあり、使用不可な空き屋等の解体および撤去に要した工事費
貸付対象者
・ 市内に在する空き屋等の所有者(市内在住に限る)
・ 市内に在する空き家等の相続関係者(市内在住に限る)

空家等解体事業補助金

補助対象者
・ 生活保護世帯など
・ 市県民税非課税世帯
・ 市県民税所得割を課され

貸付金額等(無利子)
・ 貸付限度額：100万円
・ 貸付期間：10年以内